

令和4年2月15日

保護者の皆様へ

加納高等学校長

校則（服装規定）の改定について

春寒の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、服装については、新型コロナウイルス感染症対策として、一昨年から「制服以外の服装を可」としているところです。この間、「服装規定」については、生徒、PTA役員の方々及び教職員へアンケートを行うとともに、各クラスでの討議をはじめとして、PTA生活委員会の方々から生徒の服装の実態について御意見をいただくなど、一年余りをかけて生徒会執行委員会とともに検討を重ねてまいりました。

4月から成人年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、登校時の服装についても、主体的に自分で判断できる生徒を育成していくことが大切であると考えました。

この度、生徒議会での承認、学校運営協議会での議論、PTA役員の方々への報告等を踏まえて、下記のとおり校則（服装規定）を改定しましたのでお知らせいたします。

なお、「服装規定」につきましては、毎年見直しを行う機会を設けるとともに、「生徒心得」において、生徒の意見を反映して規定の改正等ができるように決めました。詳細につきましては、ホームページを御覧ください。

記

1 新規定の適用開始日 令和4年2月16日（水）

2 「服装規定」の主な改定内容

「1 服装」

- (1) 式典等、学校が指定した日は制服を着用する。
- (2) その他の日は、制服以外での服装も可とする。
- (3) (2)の場合、学校生活にふさわしい服装とする。

3 「生徒心得」の主な改定内容

「10 規定の改正又は廃止の手続き」を追加

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。

4 「生徒心得」「服装規定」等のホームページ掲載アドレス

<https://school.gifu-net.ed.jp/kano-hs/life/rule.html>